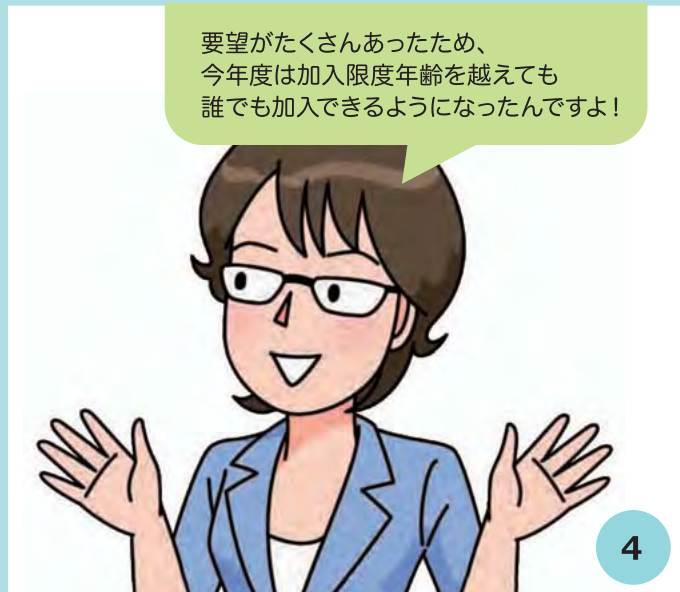
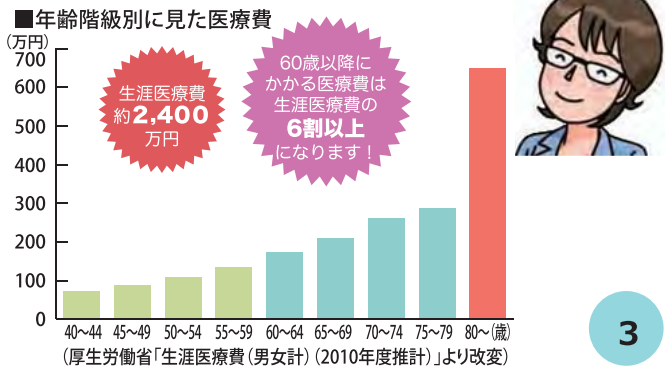


退職後の医療費を一生サポート！安心・確実な「医療互助事業」に加入しましょう！



医療互助事業は、退職後の医療費を一生サポートしてくれる、とっても心強い制度よ。1人当たりの生涯医療費は約2,400万円と言われていて、なんとその65%が60歳以降にかかっているの。65%というと、1,500～1,600万円にもなるんだから！



point 1 生涯医療費の6割は60歳以降にかかります。収入が少なくなる退職後に頼りになるのが「医療互助事業」です！

医療互助事業とは

現職時に「現職会員」に加入し、退職まで月々の積立金を納めます。そして、退職後に改めて「特別会員」に加入することで、医療費の自己負担分を生涯にわたりサポートしてもらえる制度です。

- <制度の概要>**
- ①原則として、50歳までに「現職会員」に加入し、毎月、給与月額5/1000を1口として、積み立てをしていきます(配偶者の加入も可能)。(詳細はP5～6をご覧ください)
 - ②退職後に加入納付金(それまでの積立金を充当。不足分は追加納付する)を納めると「特別会員」となり、55歳から療養見舞金の給付が開始され、以後、終身続きます。
 - ③療養見舞金とは、退職後に特別会員に加入した方が、健康保険適用の病気、けが等で受診した場合、70歳まではその総医療費の3割相当額、70歳以上は2割相当額が終身給付されるものです(1ヵ月ごとに基礎控除額として3,000円と1,000円未満の端数を控除します。また、月の給付上限額は15万円です)。
※: 給付水準は2013年4月現在のものです。

- <より加入しやすくなりました！>**
- 40歳以上の未加入者の方々から多数の要望を受け、加入限度年齢を、これまでの40歳から「50歳」に引き上げました。
 - さらに今年度限り、特例として、加入限度年齢(50歳)を越えていても加入することができます!!!** (※)ただし、満51歳を超えてから加入した場合には、退職後に特別会員になる際に特別負担金が加入納付金に加算されます。(※)再任用・再雇用・非常勤教員は除く

療養見舞金給付の例

